

大船渡市教育振興基本計画

大 船 渡 市

大船渡市教育委員会

目 次

第 1 章	計画策定の趣旨等	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格・位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画の進行管理	3
第 2 章	当市の教育を取り巻く社会状況の変化	4
第 3 章	計画の基本方針	8
1	計画の基本方針	8
2	計画の体系	9
第 4 章	施策の基本方向	10
1	学校教育の充実	10
2	生涯学習の推進	19
3	生涯スポーツの振興	24
4	地域の歴史・文化資源の継承	28
用語解説		31
資 料 編		33
1	大船渡市教育振興基本計画策定経過	33
2	大船渡市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱	34
3	大船渡市教育振興基本計画策定検討委員会委員名簿	35

第 1 章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

当市では、未曾有の被害を受けた東日本大震災からの早期復興とともに、人口減少及び少子高齢化の進行を始め、当市を取り巻く様々な社会情勢に的確に対応しながら、長期的に持続可能なまちづくりを進めるため、平成 28 年 3 月に、5 年間を計画期間とする大船渡市総合計画後期基本計画を策定しました。

これに合わせ、市教育委員会では、大船渡市総合計画の部門別計画の一つであり、かつ、教育基本法に基づく教育振興の施策に係る計画となる大船渡市教育振興基本計画を、同様の 5 年間を計画期間として策定しました。

また、平成 28 年 6 月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長と教育委員会からなる大船渡市総合教育会議において、「子どもたちの生きる力をしっかりと育みます」、「ともに思いやり、支え合う心を育みます」、「地方創生に資する創造的な人材を育てます」の三つを重点的な取組とする 5 年間の「おおふなと教育大綱」を策定し、これまで学校教育を始め、生涯学習、文化・スポーツの振興など各般の取組を積極的に展開してきました。

さらに、令和 2 年度からは、「文化・スポーツ」に関する事務について、一部を除き市長部局に移管し、広くまちづくりとも関連付けながら多様な教育施策の展開を図っています。

こうした中、現行の大船渡市教育振興基本計画の計画期間が令和 2 年度をもって終了することから、令和 3 年度から令和 12 年度までを計画期間とする新たな大船渡市総合計画の策定と整合を図るとともに、国の第 3 期教育基本計画や岩手県教育振興計画を踏まえつつ、当市の教育を取り巻く状況を勘案し、長期的展望に立った教育行政の基本的な方向性とその具体的な施策について明らかにするため、新たに「大船渡市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

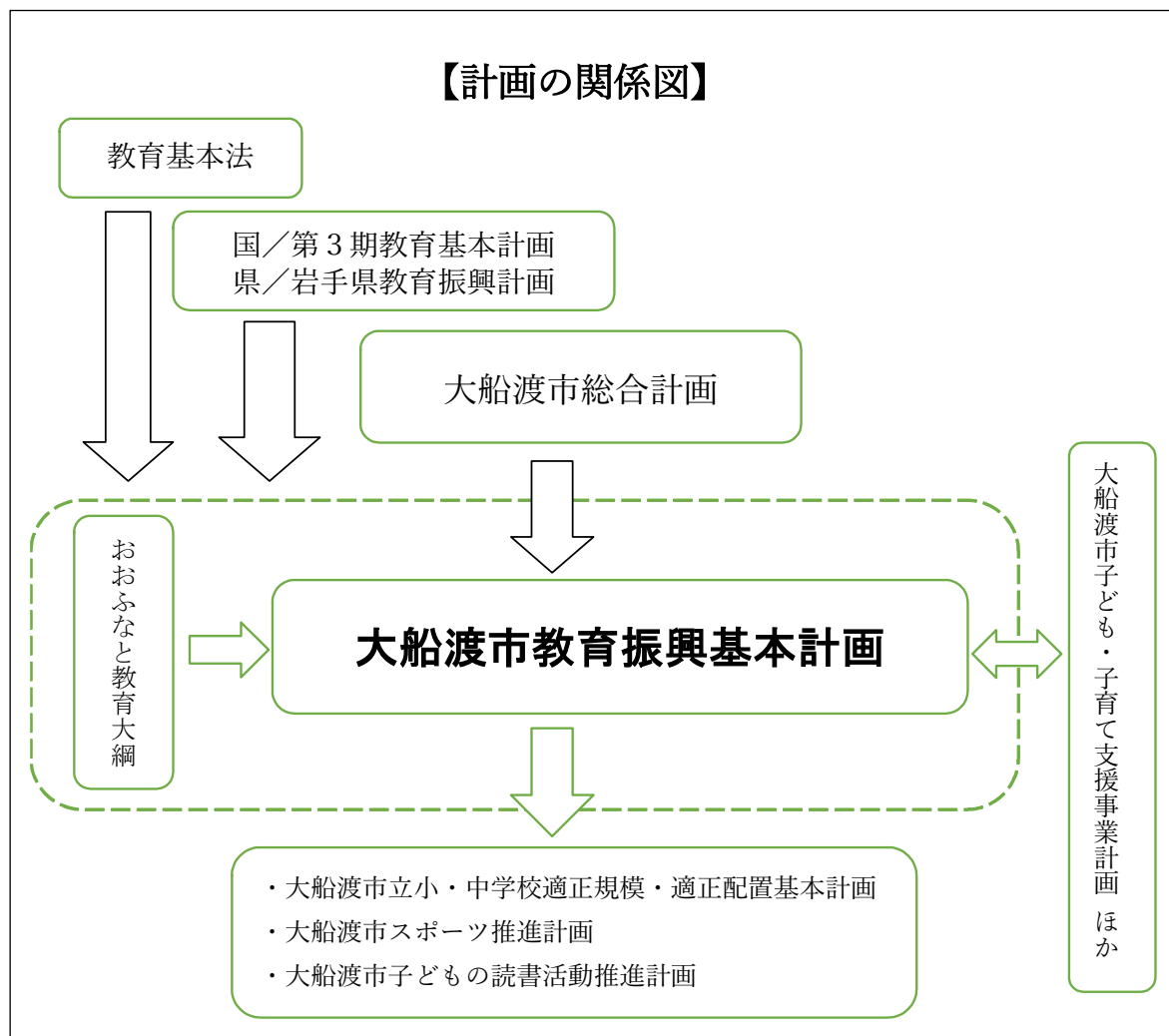
2 計画の性格・位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、国の教育基本計画を参酌して地方自治体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画とするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に規定する当市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を実現させるための計画として策定するものです。

また、本計画は、当市の最上位計画である大船渡市総合計画の部門別計画として、当市の教

育振興の基本方針と施策を明らかにするものであり、他の行政分野の計画との整合を図るとともに、教育振興に係る諸計画の上位計画として位置付けます。

なお、市長部局に権限を移管している「文化・スポーツ」についても、市の教育振興のための施策として本計画に盛り込むこととします。



3 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 計画の進行管理

本計画の上位計画である大船渡市総合計画の進行管理は、事務事業、基本事業及び施策の各段階において、それぞれの目標の達成度を検証しながら、行政活動の結果を振り返り、その成果を次の計画策定や実施過程に反映させることとしています。

このため、本計画に定める教育に関する施策とそれを実現する基本事業についても、第3章の計画の体系に掲げるとおり大船渡市総合計画と一致させることとし、毎年度実施する市総合計画の評価結果を活用しながら進行管理を行い、より効果的かつ効率的な事務事業の実施に向けて取り組んでいきます。

なお、教育委員会の権限に属する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年度、外部委員の意見を伺いながら点検及び評価を行い、その結果を市議会に報告するとともに、市ホームページを通じて公表します。

第2章 当市の教育を取り巻く社会状況の変化

当市の教育を取り巻く社会状況の変化は目まぐるしいものがあります。今後、当市の教育振興を図るためには、特に以下に掲げる多様な変化を注視しながら、柔軟かつ迅速な対応を図っていく必要があります。

1) 人口減少と少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所の推計結果によると、当市の人口は、令和12年には3万人の大体を割って29,668人、令和22年には24,056人と、長期的に人口減少が続き、これに伴い、少子高齢化が更に加速するものと見込まれています。

市内小・中学校の児童生徒数についても、平成28年度の2,487人から令和2年度には2,188人と、この5年間で約300人減少しています。

少子化の進行は、学校規模などの学習環境や、地域における同世代の仲間や異年齢の子どもとの交流にも影響を及ぼし、子どもの社会性や協調性を育む機会の減少に繋がります。

また、世帯の人員や若年層が減少することによって地域コミュニティの活力が低下し、各地域で行われている民俗芸能や地域の祭りの伝承が困難になることも懸念されています。

さらに、人生100年時代に向け、高齢者の社会参加の促進はもとより、誰もが生涯にわたって健康で生きがいのある生活を送れるよう、生涯学習の充実やスポーツ、運動を通じた健康づくりなどが求められています。

2) 情報化の進展

高度情報化の飛躍的な進展に伴い、スマートフォンなどICT（情報通信技術）の活用が世代を超えて広がっており、人々の価値観やライフスタイルの多様化・複雑化など、社会や生活が大きく変容しつつあります。

こうした動きを見据え、当市では、平成27年度に大船渡ふるさとテレワークセンターを設置し、ここを拠点に、テレワークの実証実験や、ICT導入による地域課題の解決などに取り組んでいましたが、コロナ禍の中でICTに対する市民の関心が日増しに高まっており、ICTに関する知識や技術を学ぶ機会の充実が求められています。

また、GIGAスクール構想※1の実現に向けた児童生徒一人一台タブレット端末の整備に代表されるように、小・中学校においてICTを活用した学びの取組が加速しており、社会変化に対応し、必要な情報を的確に選択しながら、様々な可能性を伸ばし、新たな価値を創造できる児童生徒の育成が学校教育において大変重要な課題となっています。

一方で、こうした高度情報化の進展によって、人間関係の希薄化や直接体験の機会の不足などが懸念されていることから、適正な利用の在り方について広く周知していく必要があります。

3) 国際化の進展・環境問題への関心の高まり

社会の様々な分野で国際化が進む中で、自国や他国の伝統、文化を学びながら、相手を尊重する態度や語学力などのコミュニケーション能力を身に付け、自分とは異なる文化や歴史を持つ人々と共存していくことが重要となっています。

当市においても、東日本大震災からの復旧・復興に向けた支援を契機とする世界各国の人々との交流や、訪日外国人旅行者の誘致に向けた外国語表記の推進などに取り組んでいますが、今後は学校教育はもとより、地域全体で国際理解や外国語を学ぶ機会の充実などを図っていくことが求められています。

また、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、国際社会全体で取り組むこととされているSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、あらゆる人がその意義を理解し、それぞれの立場から取り組んでいく必要があります。

さらに、世界的な課題として、異常気象や自然災害、資源・エネルギー問題など地球規模での様々な環境問題に直面しており、環境に対する市民の意識が高まっています。

当市においては、学校における環境教育を始め、各般にわたる環境施策を推進してきましたが、地球温暖化防止への対応など、環境問題は一人一人の取組が重要であることから、恵まれた自然を次世代に継承するため、更に市民意識の啓発に努める必要があります。

4) 子どもの安全と学びの確保

家庭内などでの虐待、交通事故や自然災害のほか、近年ではインターネットの悪用などによる子どもを狙った犯罪の頻発など、全国的に子どもが事件や事故に巻き込まれることが急増しており、かつてないほどの危険から子どもたちを守らなければなりません。

当市では、情報教育や防犯・防災教育の充実とともに、学校の安全体制を強化し、子どもの安全を確保していますが、今後とも社会全体で子どもを様々な危険から守る必要があります。

また、地域の経済格差や家庭の経済状況による子どもの学習等への影響が指摘されており、当市においても、就学のための援助を必要とする保護者に対して経済的な支援を図り、学校における学びが適切に確保できるよう努めており、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

5) 東日本大震災からの教訓の継承

東日本大震災によって未曾有の被害を受けた当市では、「復興を支え確かな未来を築く人づくり」を教育振興の大きな柱として、復興に向け各般の施策を展開してきましたが、その中で、郷土大船渡に対する誇りや愛着とともに、困難に立ち向かう力や人とのつながり、災害に対する備え、自然との共生の重要性など、多くの教訓を得ました。

この教訓を将来に伝えるため、今後も児童生徒に対する復興教育を推進するとともに、子どもたちの心のケアについて、引き続き配慮していく必要があります。

6) 学校、家庭、地域の一層の連携

全国では、国や地方自治体に代わって、市民や地域、団体、企業などが公的サービスの担い手となる状況が増えており、市民と行政による協働のまちづくりは、地方分権時代におけるまちづくりの原動力として、より一層の推進が求められています。

こうした中、学校教育においては、複雑多様化する課題に対応するため、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核にした地域づくり」の実現に向けて、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を支えていくことが重要になっています。

当市では、東日本大震災からの復興過程において市民との協働が進み、市民、民間事業者、各種団体との協働による新たなまちづくりへの転換が図られてきています。教育の分野においても、これまで行ってきた地域の特色を生かした公民館講座や学校における体験学習、地域による子どもの見守りなど、学校、家庭、地域が連携、協働した取組を一層進めていく必要があります。

7) 教育施策に係る国・県の動向

国においては、平成 30 年 3 月、教育基本法の理念を踏まえ、「自立」「協働」「創造」を基軸として生涯学習社会の構築を目指すという方向性を引き継ぎつつ、新たな時代の教育施策の在り方を示した第 3 期教育振興基本計画を策定しました。その中で、「人生 100 年時代」を豊かに生きていくためには、若年期の教育や生涯にわたる学習や能力向上が必要であるとし、教育を通じた生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の教育施策の中心課題に捉えて取り組む必要があるとしています。

なお、学校教育については、平成 29 年に 10 年ぶりに小・中学校の学習指導要領が改訂され、引き続き子どもの生きる力を大切にしつつ、社会の変化を見据え、新たな学びへの進化を目指すこととされています。

一方、岩手県では、平成 31 年 3 月、新たな教育振興の取組の指針として、「学びと絆で 夢

と未来を拓き「社会を創造する人づくり」を基本目標に掲げ、岩手県教育振興計画を策定しました。計画では、「岩手だからこそできる教育、やるべき教育の推進」「郷土に誇りと愛着を持つ心を育み、岩手、世界で活躍する人材を育成」「学びの場の復興の更なる推進」の三つの視点から、学校、家庭、地域、企業、NPOなどの様々な主体が連携し、一体となって取り組むこととしています。

また、国民の貴重な財産である文化財について、平成31年4月施行の文化財保護法の改正によって、文化財を次世代に確実に継承していくために、保護のみならず保存活用という視点への転換が図られており、今後、計画づくりを始め、適切な対応が求められています。

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本方針

東日本大震災の経験を経て、当市では、地域が一体となって連携、協働して、お互いに尊重し合い共に支え合う心を育みながら、復興、そして、その後の郷土大船渡のまちづくりを担う人材の育成に力を注いできました。

目まぐるしい社会情勢の変化を的確に捉え、今後、大船渡市総合計画に掲げる様々な施策を積極的に展開し、これからの持続可能なまちづくりを推進するためには、基本となる人づくりが肝要であります。

将来に夢と希望を持つ子どもたちの育成を始め、社会に出てからの学び直し、芸術やスポーツ・レクリエーションに親しむ機会の創出、生きがいを持って社会参画をする高齢者の支援など、各世代がそれぞれに輝く人づくりが強く求められています。

今後も、新たな未来の担い手である子どもたちが、郷土大船渡に愛着と誇りを持ちながら、広い視野を持って志を抱き、社会で自立できるようになるとともに、全ての市民が生涯にわたって自らの学びによって様々な感動や生きがいを見いだしながら、この地で暮らし続けていくために最も大切なことは、豊かな心を育むことに帰結すると思います。

これらのことから、これまでの当市の教育振興に係る各種施策の実績を踏まえ、本計画における当市の教育振興に関する施策の基本方針を次のとおりとします。

基本方針

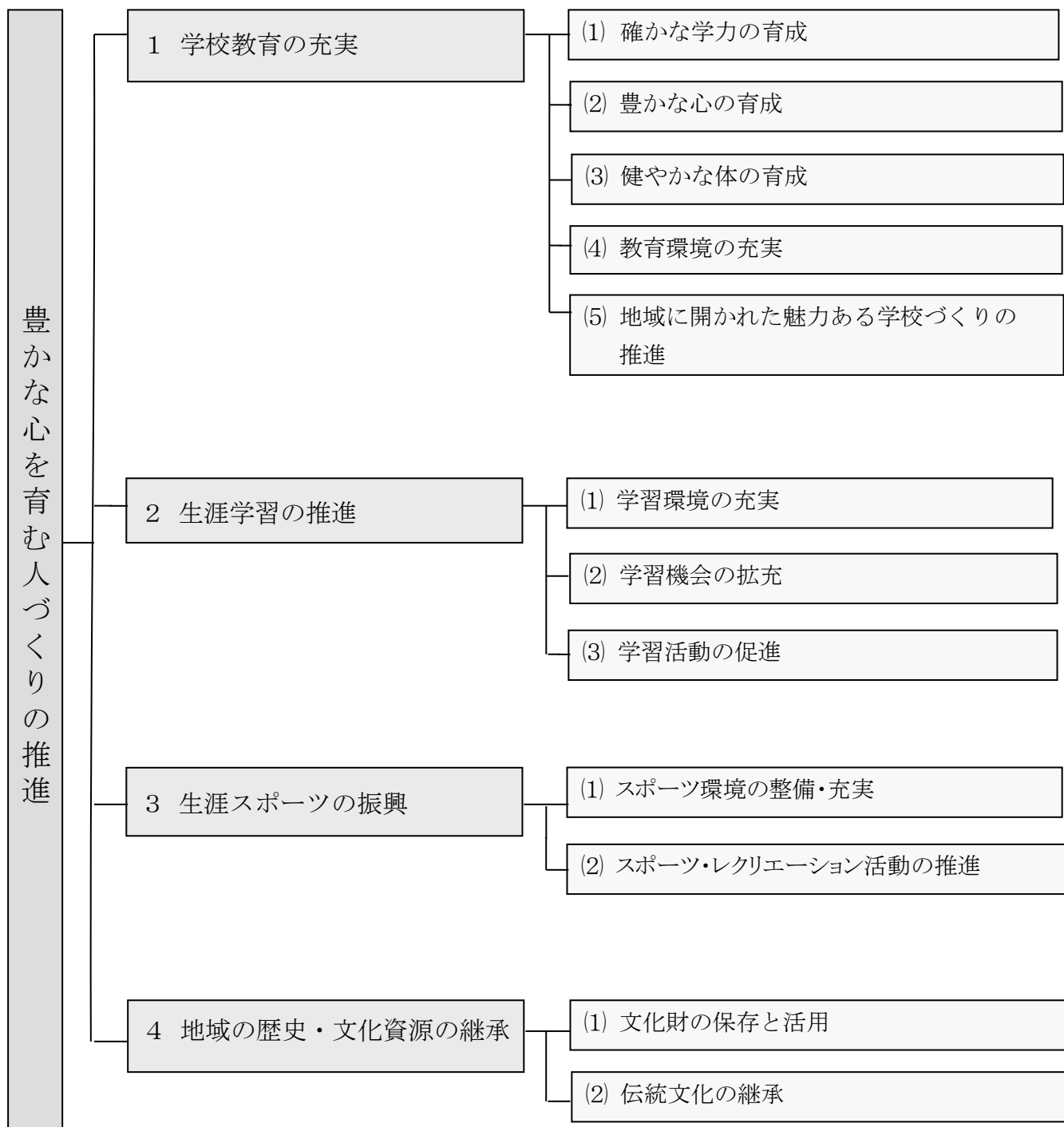
豊かな心を育む人づくりの推進

2 計画の体系

【基本方針】

【施策の基本方向】

【基本事業】



第4章 施策の基本方向

当市教育振興の基本目標の実現に向けて、以下の4項目を施策の基本方向とします。

施策の推進においては、当市の現状と課題を踏まえながら、それぞれの分野の目指す姿に向けて、施策の基本方向に沿って基本事業を中心に総合的に事業展開を図ります。

1 学校教育の充実

1) 現 状

- 当市の学校教育は、生命を守り、郷土を愛し、大船渡の未来を築く東日本大震災からの復興教育の視点から、「知・徳・体」の調和のとれたたくましい子どもの育成を重点に推進してきました。
- 児童生徒の学力は、全国標準学力テストによると全国平均を上回っていますが、学力向上研究委員会での課題把握や授業改善を行うほか、少人数指導によるきめ細やかな授業を実践し、継続して学力の育成に努めています。
- 外国語指導助手の活用や実用英語技能検定料の補助などを行い、児童生徒の国際理解を深めるほか、国際化に対応したコミュニケーション能力の向上を図っています。
- 児童生徒の情報活用能力を育成するため、電子黒板、人型ロボットの活用やプログラミング教育※2の推進とともに、GIGAスクール構想の実現に向けた一人一台タブレット端末と校内の高速通信環境の整備を進めています。
- キャリア教育※3の重要性が高まっており、キャリアパスポート※4の作成や、市内企業等が一堂に会するキャリアチャレンジデイの実施など、その充実に努めています。
- 児童生徒全体に占める不登校の割合は全国平均を下回っていますが、小学校に比べて中学校が高い傾向にあり、学校生活アンケートの実施や教育相談員による教育相談、適応指導への対応のほか、スクールカウンセラー※5、スクールソーシャルワーカー※6、心の教室相談員※7を配置し、児童生徒の心のケアと居場所の確保を図っています。
- 特別な支援を必要とする児童生徒は年々増加傾向にあり、ことばの教室の設置や特別支援教育支援員の配置により、関係者で情報を共有しながら細やかに対応しています。
- 児童生徒の体力は、体力・運動能力調査によると小学校では全国平均を上回っていますが、中学校ではやや下回っています。

- 中学校における部活動については、部活動の運営に係る方針を策定し、部活動休養日や活動時間の基準を定め、生徒の健康管理や事故防止に努めています。
- 東日本大震災により被災した赤崎小学校、越喜来小学校及び赤崎中学校の三校は、平成 28 年度に全て復旧しており、そのほかの学校においても、耐震化や空調設備の整備など、学校施設に係る教育環境の向上に努めています。
- 児童生徒の安全確保のため、保護者等との情報共有を目的としたメールシステムの活用や、通学路交通安全プログラムに基づく確認、登下校時の見守りなどを行っています。
- 平成 29 年 2 月に策定した大船渡市立小・中学校適正規模・適正配置基本計画に基づき、地域や保護者の意向を踏まえながら学校規模の適正化を進めており、令和 2 年 4 月には日頃市中学校、越喜来中学校及び吉浜中学校が第一中学校と統合し、令和 3 年 4 月には赤崎中学校と綾里中学校が統合します。また、大船渡中学校と末崎中学校においては、学校統合推進協議会を設置し、統合に向けた協議を行いましたが、合意に至りませんでした。
- 学校統合後の教育環境の向上に向け、第一中学校において校舎等の改築事業に着手しています。
- 児童生徒の遠距離通学を支援するため、通学に係る費用の補助やスクールバスの運行を行っています。
- 多忙化する教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できるよう、教職員多忙化解消委員会を設置し、学校間の情報共有を図りながら、タイムカードによる勤務時間管理の実施などの具体的な対策を講じています。
- 北部学校給食センターや各学校給食共同調理場では、安全・安心な給食の提供と、学校と家庭が連携した食育の推進に努めるとともに、施設の民間委託などにより効率的な運営を図っています。
- 総合的な学習の時間や特別活動において、地域の伝統文化や地域産業の体験学習などを取り入れ、それぞれの地域性を生かした魅力ある学校づくりが行われています。

2) 主な課題

- 児童・生徒一人一人を伸ばす授業の実施
- 児童生徒へのきめ細やかな支援体制の充実
- 安全・安心な教育環境の維持・確保
- 教職員の働き方改革の推進
- 地域と連携した教育環境の形成

3) 目指す姿

- 確かな学力とともに、命を大切にし、他人を思いやる豊かな心と健やかな体を備えながら、社会の一員として未来を切り拓き、主体的に判断してたくましく生き抜く児童生徒を育成するため、安心・安全が確保された充実した学習環境において、社会に開かれ、かつ、チームとしての学校運営の下、一人一人に応じた教育が行われています。

4) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
市内小中学校の児童生徒	「知・徳・体」の調和が図られ、人間性豊かに成長する	「学校に行くのが楽しい」と答えた児童の割合 (全国学力・学習状況調査)	%	—	88.9	90.0
		「学校に行くのが楽しい」と答えた生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	%	—	79.9	85.0

5) 基本事業

(1) 確かな学力の育成

ア 新学習指導要領の着実な実施

- 児童生徒が自らの未来を切り拓いていくために必要な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などを育成しながら、主体的に学習に取り組む態度を養います。
- 新学習指導要領を踏まえ、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた教育課程を着実に実施するため、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を推進します。
- 学力・学習状況調査の結果分析等を通じて児童生徒の実態を把握し、基礎的・基本的な知識や技能の習得を目指すとともに、児童生徒一人一人の個性や理解の程度に応じたきめ細やかな指導が行われるよう、教員の指導力の向上を図ります。

イ ICT教育の推進

- GIGAスクール構想を推進するため、ICTを効果的に活用した授業を教科横断的に行いながら、情報活用能力の育成を図ります。
- 情報社会において情報を正しく利用するための考え方や態度を育成する情報モラル教育や、論理的な思考を身に付けるプログラミング教育の充実を図ります。

ウ 外国語教育の推進

- 国際社会で活躍できる児童生徒の育成に向けて、外国語指導助手の配置、活用等を通じて、国際理解教育や外国語授業の充実を図ります。

エ 特別支援教育の充実

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、特別支援学級や通級指導教室の設置、支援員の研修機会の充実などを図り、一人一人の多様なニーズに応じたきめ細かい教育の実践に努めます。
- 地域共生社会の形成に向けて障がいに対する児童生徒の理解を深めるとともに、障がいのある者となない者が共に学ぶことができるよう、各学校の就学支援と教育相談体制の充実を図ります。

オ 校種間連携の推進

- 就学前から高校教育までの各段階における円滑な接続を図るため、校種間での情報交換や教職員等の合同研修会の実施などに努めます。

カ 家庭学習の充実

- 生活習慣の確立や家庭学習の充実など、児童生徒の学力向上に向け、学校と家庭との連携強化を図ります。

〔主な事務事業〕

- ・ 知能検査・学力検査実施事業
- ・ 外国青年誘致事業
- ・ ことばの教育運営事業
- ・ 特別支援教育支援員配置事業

(2) 豊かな心の育成

ア 自己肯定感の育成

- 児童生徒一人一人が活力に満ちあふれ、生きがい感、成就感、存在感を得られる場や機会を設定し、児童生徒の心の育成に向けた教育活動を推進します。
- 児童生徒が社会の構成員として自覚と責任をもって主体的に行動し、他人を思いやることができるよう、豊かな心や感動する心の育成に努めます。

イ 道徳教育・人権教育の充実

- より良く生きる基盤となる道徳性を養うため、教育活動全体を通して道徳教育の充実を図り、児童生徒一人一人の良さを伸ばして成長を促します。
- 教育活動全体において、道徳教育を要としながら命を大切にす指導の充実に努めるとともに、人権教育の充実を通じ、児童生徒の人権意識の高揚に取り組みます。

ウ いじめ・不登校等への対応

- 児童生徒の抱える悩みや不安にきめ細かに応じるため、一人一人に対する理解に基づいた積極的な生徒指導を推進するとともに、心の教室相談員やスクールカウンセラーを配置し、学校が一体となった校内支援体制の構築と、家庭や地域、関係機関との連携強化を図ります。
- いじめや不登校の未然防止や解消、問題行動に対する指導、支援に的確に対応するため、教育相談員やスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談室を中心に、学校と連携しながら専門的な助言や指導を行います。
- 不登校児童生徒の学校復帰への支援に向けて、適応指導教室の活用を促進します。
- 家庭などでの児童虐待から児童生徒を守るため、学校と家庭や地域、関係諸機関が連携し、早期発見・早期対応等の取組を推進します。

エ 復興教育・防災教育の推進

- 東日本大震災・津波の教訓を共有しながら、郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成する復興教育を推進します。
- 避難訓練の実施など防災教育の充実に努め、児童生徒の防災知識の習得や避難行動の実践を図ります。

オ キャリア教育の推進

- 社会人として自立し、人生を切り拓く力を育成するため、児童生徒の発達段階に応じた組織的、系統的なキャリア教育を推進します。
- 学校教育への講師派遣や職場体験などを通して、地元企業や大学・NPO等の専門的な教育力を効果的に導入するなど、地域人材によるキャリア教育を推進します。

カ 文化芸術教育の推進

- 豊かな人間性や社会性を育むため、体験活動や文化芸術活動等に取り組みながら、伝統と文化を尊重する教育を推進し、郷土を愛する態度を養います。
- 図書ボランティアの配置や移動図書館車の活用などを通じて、学校図書館機能の充実を図るとともに、豊かな情操を育てるため、家庭・学校における児童生徒の読書活動を推進します。

キ 総合的な学習の時間等の充実

- 地域や保護者の協力を得て、総合的な学習の時間において各校の特色を生かした体験活動を実施します。
- 地球規模の課題を自らの問題として捉え、自ら考え行動し、問題解決を図ることができる担い手を育むため、環境教育や国際理解教育など持続可能な開発のための教育（E S D）※8を推進するとともに、主体的に社会の形成に参画する力を育成します。

〔主な事務事業〕

- ・ 教育指導員配置事業
- ・ 心の教室相談員配置事業
- ・ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業

(3) 健やかな体の育成

ア 体力の向上

- 児童生徒にスポーツや運動に親しむ習慣を身に付けさせるため、体育授業の改善や休み時間の活用に努めながら、家庭、地域と連携し、児童生徒の継続的な運動習慣の確立を図ります。
- 体力・運動能力調査などの結果を踏まえ、各学校の実態に応じた児童生徒の体力向上を図ります。

イ 適切な部活動体制の推進

- 部活動は生徒の自主的、自発的な参加を基本として、休養日の設定や生徒のニーズ把握等を行いながら、合理的かつ効果的な指導に努めます。
- 部活動指導員の設置や研修の充実に努め、部活動の適切な運営と指導の向上を図ります。

ウ 健康教育の充実

- 児童生徒が、自主的に健康で安全な生活を実践することができるよう、保健指導を充実させ、基本的な生活習慣の定着や肥満予防のための適度な運動習慣の確立を図るとともに、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止など、生涯にわたる健康の保持増進への理解を深めます。
- 児童生徒の心身の健全な発達に資するため、学校訪問や「食育だより」の発行などによって食育を推進するとともに、地場産物及び郷土食を積極的に活用した栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を目指し、献立等の工夫や改善を行います。
- アレルギー疾患など多様化する児童生徒の健康課題に対し、家庭との情報共有の一層の充実を図りながら、学校給食などの的確な対応に努めます。

〔主な事務事業〕

- ・ 小中学校体育文化活動大会出場費補助事業
- ・ 児童生徒各種健康診断事業
- ・ 学校給食事業

(4) 教育環境の充実

ア 安心・安全な環境の確保

- 児童生徒に基礎的な危機回避能力を身に付けさせるため、実践的な防犯教室や避難訓練などを計画的に実施します。
- 通学路点検や交通安全教室のほか、地域や関係機関と連携した登下校時の見守りを行い、児童生徒の安全確保に向けて、地域ぐるみの学校安全体制を整備します。
- 学校の危機管理マニュアルの教職員への周知と実践的訓練を推進します。

イ 施設・設備の整備

- 安全・安心で充実した教育環境を確保するため、各種教材の整備はもとより、老朽化した校舎等の改築や長寿命化を計画的に実施します。
- 学校給食施設については、施設・設備、調理機器等の適正な管理に努め、衛生管理の徹底と給食業務における事故防止を図るとともに、学校統合の状況を勘案しながら、施設の集約化を図ります。

ウ 教職員の働き方改革の推進

- 学校における働き方改革を推進し、勤務時間の適正化など教職員の仕事と生活の調和を図りながら、教職員の意識改革と教育の質の向上に努めます。
- 教職員の心身の健康管理のため、出退勤管理、健康診断や健康相談を実施します。

エ 教員の資質向上

- 学校教育目標の具現化に向けて、教育内容を相互に関連付けながら教科横断的な取組を推進し、教育課程におけるPDCAサイクルを確立します。
- 各種研究委員会による指導法の改善や、指導力向上の研究を推進するとともに、各種研修の充実や学校訪問による指導などを通じ、教職員の資質向上を目指します。

オ 学校の統合

- 児童生徒数の推移を見極め、学校規模の適正化について検討するとともに、地域の意向を踏まえつつ、望ましい教育環境の構築に向け学校統合を推進します。

カ 経済的な支援

- 経済的理由により就学が困難な家庭や特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、経済的な負担を軽減するため、就学奨励事業を実施します。

〔主な事務事業〕

- ・ 学校施設整備事業
- ・ スクールバス運行事業
- ・ 教育設備、教材等整備事業
- ・ 小・中学校適正規模・適正配置基本計画推進事業

(5) 地域に開かれた魅力ある学校づくりの推進

ア コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）※9 の導入

- 地域社会と連携・協働し、社会に開かれた教育課程を実現するため、市内全ての小中学校において、令和4年度からの導入に向けて学校運営協議会を設置し、学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上を推進します。
- 学校運営協議会を通じて目指す児童生徒像を共有しながら、保護者や地域住民の学校運営への参画を促進するとともに、学校経営を継続的に改善し、地域の特性に応じた地域とともにある魅力ある学校づくりを進めます。

イ 地域学校協働活動※10 等の推進

- 地域学校協働活動の推進のため、地域学校協働本部を設置し、地域が学校教育に関わることにより、地域住民の学びや経験を地域社会に生かすとともに、学校と地域を結び付ける人材を育成し、学びと活動の好循環を創り出します。
- 地域学校協働本部では、地域密着型の活動拠点として、放課後における学校支援や学習支援など、ボランティアや各種団体による教育活動への参画を促し、人と人とのつながりや地域コミュニティの醸成を図りながら、学校を核とした地域づくりを進めます。
- 地域の協力を得て多様な体験・活動を充実し、児童生徒が安全に過ごせるよう支援します。

ウ 家庭との連携

- 家庭、地域と学校を結ぶため、市PTA連合会の活動方針に基づく活動や講演会などの取組を支援します。

〔主な事務事業〕

- ・コミュニティスクール推進事業
- ・「総合的な学習の時間」推進事業

2 生涯学習の推進

1) 現 状

- 市民のライフスタイルの多様化により、自己の充実や啓発などにより自らの能力を高め、心の豊かさや安らぎある環境を求める人が増えるなど、あらゆる世代において、生涯学習に対するニーズや関心が高まっています。
- 市立公民館、市立図書館、市立博物館などの社会教育施設や市民文化会館においては、施設の利用者数は若干減少傾向にありますが、多様化する市民の学習意欲にきめ細やかに応えながら各種事業を展開しています。
- 市内で行われる年間の生涯学習に関する各種行事や活動を、市ホームページにおいて情報発信し、市民の学習活動の促進に努めています。
- 市立公民館では、各地区におけるコミュニティの中核として、関係団体と連携しながら各種講座を開催し、各年齢層の多様なニーズや地域課題に対応した学習機会の充実を図っています。また、全市民を対象として、英会話講座やスマートフォン活用講座を実施するなど、社会状況の変化に的確に対応した学習機会の提供に努めています。
- 市立図書館では、市民の多様なニーズを踏まえた蔵書形成を図るとともに、市民の興味関心の高まりに応じた図書展や読み聞かせ会を開催しているほか、移動図書館車により小中学校や高齢者福祉施設などを巡回し、市民の読書活動を推進しています。
- 市立博物館では、老朽化が進む施設の長寿命化を図りながら、資料の調査研究、収集保管に努めるとともに、東日本大震災津波に係る多言語シアターや三陸ジオパーク関連などの資料の常設展示のほか、工夫を凝らした企画や特別展示を行っています。
- 市民文化会館では、多彩な文化芸術活動やまちづくり活動が活発に行われており、また、自主事業の実施を通じて、市民が文化芸術に触れる機会を提供し、その裾野を広げる取組を展開しています。
- 生涯学習推進のつどいや市民芸術祭の開催により、市民の活動発表の場を創出しながら、生涯学習についての市民理解を促進しています。
- コミュニティ・スクールの導入に伴う地域学校協働活動の推進や地区との協働まちづくりの取組など、個人の学びや活動を、人づくり、地域づくりとして地域に還元する取組が進みつつあります。

2) 主な課題

- 公民館主催講座や市民文化会館・図書館等の利用促進
- 生涯学習環境や情報の充実
- 市民文化会館自主事業における費用対効果の向上
- 文化芸術活動の促進のための人材育成

3) 目指す姿

- 社会教育施設や市民文化会館などの学習環境が充実し、地域における学習活動や人づくり、まちづくりの拠点として、多くの市民に活用されています。
- 市民が、生涯にわたり何度でも必要な時に学び、新たな学びに挑戦することができる「学びの場」、「学びを生かす場」「学び直しができる場」が充実しています。

4) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
市民	主体的に学ぶことを通じて自己実現を図る	「日頃、何らかの学習活動に取り組んでいる」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	15.8	19.7	40.0
		「日頃、学習活動に取り組んだ成果を生かしている」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	48.7	49.2	60.0

5) 基本事業

(1) 学習環境の充実

ア 生涯学習活動の推進

- 市内の生涯学習環境の充実を図るため、市立公民館や市立図書館、市立博物館が連携し、これらの社会教育施設や市民文化会館、学校等を活用した生涯学習活動を推進するとともに、各施設の更なる利用促進に努めます。

イ 社会教育施設・設備の整備

- 文化芸術の鑑賞や学習活動の発表、読書、各種調査・研究など、市民の多様な学習ニーズに対応し、社会教育施設・設備の充実に努めます。
- 社会教育施設の老朽化の進行に対応し、適切な維持管理に努めます。
- 生涯学習活動の核となる市立公民館を中心に、市民の身近な学習機会と交流の場を提供するため、学習環境の一層の充実を図ります。また、地域公民館の新築・改修等に係る支援を実施し、施設の利用環境の向上を図ります。
- 市立図書館においては、市民の読書傾向・興味関心を踏まえながら、多分野にわたり質・量ともバランスのとれた蔵書形成に努め、施設の利用促進を図ります。また、小中学校からの参考図書の間合せや市民の求めに応じ、資料の提供や紹介、情報の提示を行うなど、レファレンスサービス※11の充実に努めます。
- 市立博物館においては、国指定の文化財を始めとする各種資料の収集と適正な保存を図りながら、当市はもとより広く気仙一帯の自然や文化についても学ぶことのできる総合博物館として、工夫を凝らした展示や企画を行い、施設の利用を促進します。

〔主な事務事業〕

- ・カメラアホール運営事業
- ・三陸公民館施設管理事業
- ・図書館運営事業
- ・博物館管理事業

(2) 学習機会の拡充

ア 魅力ある学習プログラムの提供

- 各種事業の企画に当たっては、社会の変化に伴う現代的課題や市民の多様なニーズの把握に努め、多くの幅広い世代の市民が興味、関心を持ち、積極的に学ぶことができるよう、迅速かつ柔軟に、魅力ある学習プログラムを提供します。

- 市民各層の多様な学習ニーズに応えるため、関連情報の収集に努め、積極的に周知を図ります。

イ 世代に応じた講座等の実施

- 子育て世代を対象に、PTAなどの関係団体と連携を図りながら保護者や地域住民が集まる機会を活用し、家庭教育や子育てに関するセミナーを開催します。
- 地域を再発見する活動などを通じて、若者の郷土愛や地域の絆を醸成するとともに、青少年の体験活動などの機会を提供し、若者の成長と交流の場を創出します。
- 高齢者が仲間づくりを通じ楽しみながら知識を身に付け、豊かな経験を地域社会に生かすなど、健康で生き生きと暮らせるように、高齢者学級等の充実を図ります。

ウ 施設の特徴を生かした学びの提供

- 市立公民館においては、連携協力協定を締結している大学や地域の各種団体などと連携を深めながら、情報化や国際化の進展への対応や、リカレント教育の視点を取り入れるなど、市民の学習ニーズや地域課題に対応した魅力ある各種講座の開催を推進します。また、市民の自主的かつ自立的な生涯学習活動を支援しながら、学びを支える人材の育成と指導者の充実を図ります。
- 市立図書館においては、各世代を対象とした多分野の企画展や読書会の企画運営を行い、市民の自主的な学習活動を支援するとともに、幼少期からの読書習慣の形成が重要であることから、低年齢層を対象とした読み聞かせ会など、子どもが読書に親しむ機会の提供と充実を図ります。
- 学校や高齢者福祉施設など市内各地を移動図書館車で巡回し、児童生徒の読書推進や、図書館への来館が難しい子育て世代、高齢者等の読書活動の支援を行います。
- 市立博物館においては、各分野における魅力ある企画展や体験ワークショップの開催のほか、市ホームページでの収蔵品の公開等を行い、幅広い学習機会の提供に努めます。
- 市民文化会館においては、自主事業のうち普及育成事業と市民参加型事業を継続し、市民の交流や発表の場の提供と拡大を図るとともに、鑑賞事業の企画運営に当たっては、地域に出向いての出前公演など、芸術に触れる機会の提供に努めます。

〔主な事務事業〕

- ・生涯学習情報の提供
- ・市民講座開催事業
- ・図書館読書推進事業
- ・博物館教育普及事業
- ・市民文化会館自主事業

(3) 学習活動の促進

ア 学習活動の支援

- 市民が生涯にわたりライフステージに合わせた様々な学習活動を主体的に行えるよう、指導者の育成、確保に努めます。
- 市民や各種活動団体が学習成果を生かし、自主的に活動ができるよう支援するとともに、学習成果を発表する機会を創出します。
- 地区や地域公民館長等を対象とする研修を実施するなど、公民館を拠点として地域の実情に応じた生涯学習活動が行われるよう支援します。
- 各講座などを体系的に整理した学習情報紙の発行やインターネットの活用など、生涯学習情報を積極的に発信し、市民の学習意欲の向上につなげます。
- 学習活動の推進に大きな役割を担う市民活動団体を始め、高等教育機関や企業などとの連携を促進します。

イ 文化芸術活動の促進

- 文化芸術関係団体による主体的な活動を促進するため、活動の活性化や人材育成を支援するとともに、市民の文化芸術活動に関する情報の収集や発信を行います。
- 新たな参加団体の掘り起こしを行いながら市民芸術祭を実施し、市民が気軽に文化芸術に接する機会の充実に努めます。
- 小・中学校に芸術家などを講師として派遣し、児童生徒が文化芸術に親しみ、豊かな創造力を育む機会の充実に努めます。
- 住民に多様な学習活動の機会を提供するため、地区公民館における文化祭の開催を支援します。
- 文化芸術に親しむ市民の裾野を広げるため、各種文化芸術行事の企画・実施に当たり、市民や市民活動団体などの参画を促進します。

〔主な事務事業〕

- ・ 社会教育関係団体活動支援事業
- ・ 生涯学習推進のつどいの開催事業
- ・ 芸術文化鑑賞事業
- ・ 芸術文化活動支援事業

3 生涯スポーツの振興

1) 現 状

- スポーツ・レクリエーションは、豊かで活力に満ちた社会の形成に資するとともに、心身の健康保持に貢献して、人生を豊かに充実したものにすることから、体力づくり・健康づくりに対する市民の関心の高まりと比例し、その意義が一層増しています。
- 東日本大震災で被災した市内スポーツ施設は、平成 30 年 7 月の市営球場の供用再開をもって全て復旧し、その大半の施設において機能改善が図られました。
- 当市では、市民のスポーツ活動の状況、社会情勢の変化、地域特性等に起因する課題に的確に対応するため、令和 2 年 2 月に大船渡市スポーツ推進計画を策定し、スポーツに関する施策を総合的に推進しています。
- 令和 2 年度に、大船渡市スポーツ施設整備基本計画を策定し、老朽化しているスポーツ施設・設備について、緊急度や優先度を考慮し、より計画的に整備・改修するとともに、適切な維持管理を図ることとしています。
- 市内スポーツ施設における年間の利用者数は、近年は延べ 16 万人前後で推移しており、このほかに一般開放を行っている学校施設を年間延べ約 12 万人が利用しています。
- 一般財団法人大船渡市体育協会などの関係団体等と連携・協力し、大船渡新春四大マラソン大会や当市出身選手の功績を称えたバレーボール大会の開催のほか、各種スポーツ教室などのスポーツ・レクリエーション事業を広く実施しています。
- 市などが主催するスポーツ・レクリエーション事業への参加者数は減少傾向にありますが、市民意識調査結果等によると、ニーズの多様化、健康志向の高まりなどから、日常的にスポーツに親しむ人が増えている傾向にあります。
- スポーツ少年団の団員登録数は毎年 1,000 人程度となっており、保護者の協力により指導者が確保され、安定的な活動が行われています。
- スポーツ推進委員の指導等を通じて、市民がスポーツを親しむ機会やニュースポーツ等、多様なスポーツ活動の確保を図っています。
- スポーツやレクリエーション、BMX※12 を始めとするスポーツ・アクティビティ※13 等を通じた取組が、市民等の競技力の向上はもとより交流人口の拡大に結び付いています。
- 総合型地域スポーツクラブ※14 は市内で 1 団体が活動しており、子どもから大人まで誰もが参加できる身近なスポーツ活動の場や、住民の交流の場として大きな役割を担っています。

2) 主な課題

- スポーツ施設の計画的な整備や活用
- スポーツを通じた交流人口の拡大
- スポーツ団体や住民が自主的・主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの組織を強化するための支援の推進
- 生活時間やライフスタイルの多様化に対応したスポーツ環境の検討
- 各種大会やイベント等の内容の充実によるスポーツ・レクリエーションへの参加促進
- 指導者の確保と育成

3) 目指す姿

- あらゆる世代の市民が、スポーツを通じて心身ともに健康で豊かな生活を実現します。

4) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
市民	生涯にわたってスポーツに親しむ	「日頃から継続して何かスポーツを行っている」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	15.5	15.9	19.0
		市民一人が一年間にスポーツ施設を利用する回数 (生涯学習課業務取得)	回	7.6	7.5	8.0
		スポーツクラブ等の登録者数 (生涯学習課業務取得)	人	1,268	1,274	1,300

5) 基本事業

(1) スポーツ環境の整備・充実

- 市民の誰もが、主体的かつ継続的にスポーツ活動に取り組むことができるよう、スポーツ施設の環境整備に努めるとともに、効率的な運営と利便性の向上を図ります。
- スポーツ施設については、大船渡市スポーツ施設整備基本計画に基づき、長寿命化への対応を基本とし、利用者の安全性や利便性を考慮した修繕・改修を行うとともに、附帯設備の整備・充実、競技種目ごとの規格に沿った計画的な整備を推進します。
- 障がいの有無や年齢、性別等に関わらず、様々な人々が利用しやすい施設となるよう、国の支援制度等を有効に活用し、バリアフリー化など計画的な整備を推進します。
- 身近なスポーツ・レクリエーションの活動の場とするため、小・中学校の体育館等を開放し、有効利用を推進します。

〔主な事務事業〕

- ・ スポーツ施設等管理運営事業
- ・ 学校体育施設開放事業
- ・ スポーツ施設整備事業

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

ア 働き手世代のスポーツ機会の拡充

- 幅広い働き手世代において、それぞれの年代に合わせたスポーツ機会の創出・充実を図るとともに、スポーツイベントに関する情報等を積極的に提供します。
- 中高年期において、健康で豊かな人生を送るため、健康づくりを目指した各種スポーツ教室や気軽に取り組むことのできるイベント等を開催し、スポーツに親しむ機会を提供します。

イ 高齢者・障がい者スポーツの推進

- 高齢者の健康維持や健康寿命の延伸を図るため、スポーツを通じた交流を推進しながら、年齢を重ねても適度に楽しめるスポーツの普及に努めます。
- スポーツから疎遠になりがちな障がい者の方々に、スポーツをより身近に感じてもらうため、障がいの程度や種類、年齢、性別を問わず、誰もがスポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実を図ります。

ウ 競技力の向上

- 一般財団法人大船渡市体育協会の種目別協会やスポーツ少年団と連携し、指導者の確保や資質の向上など指導体制の強化に努めながら、市民の競技力の向上を図ります。

エ 地域でのスポーツ活動の推進

- 地域住民が自主的・主体的に運営する総合型地域スポーツクラブが、各地域の生涯スポーツ振興の拠点となるよう活動内容の周知を図るとともに、クラブの創設に向けた支援を行うなど、地域の特性に応じた取組を進めます。

オ スポーツによる交流の促進

- 官民連携による大船渡市スポーツ交流推進連絡協議会を中心として、スポーツ合宿やスポーツイベント等の誘致に取り組むほか、大船渡新春四大マラソン大会、ポートサイドバレーボール大会などの開催により、交流人口の拡大を図ります。
- 一般財団法人大船渡市体育協会やスポーツ・レクリエーション団体等の指導者によるネットワークを構築し、各種研修を通して指導者の育成を図りながら、スポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起し、活動の普及・定着に努めます。
- 市民の誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション大会などを関係団体等との連携・協働により開催するとともに、関係団体が主催する大会等を支援します。

カ スポーツを支える人材の育成・充実

- 市民の多様化するニーズに対応するため、一般財団法人大船渡市体育協会及び関係団体と連携・協働して研修事業の充実を図り、指導者の育成に努めます。
- スポーツを通じて市民が健康で心豊かなライフスタイルを築く「生涯スポーツ社会」の実現に向け、一般財団法人大船渡市体育協会、スポーツ推進委員協議会、各関係団体等と連携・協働し、スポーツ推進体制の充実を図ります。

〔主な事務事業〕

- ・ スポーツ推進委員設置運営事業
- ・ 一般財団法人大船渡市体育協会運営事業
- ・ 各種スポーツ大会運営事業

4 地域の歴史・文化資源の継承

1) 現 状

- 市内には、国指定の9件を始め、県及び市の指定のものを含めると87件の優れた有形、無形の指定文化財があり、これまで適切な保護・管理とともに、埋蔵文化財調査研究や文化財めぐりなどを実施し、文化財に対する普及・愛護思想の啓発に努めてきました。
- 埋蔵文化財の存在が知られている土地、いわゆる埋蔵文化財包蔵地は、現時点で市内約200か所で確認されています。
- 東日本大震災からの復興事業に伴い、多くの貴重な埋蔵文化財の出土品が発掘されており、発掘調査報告書の刊行や出土品の企画展示などを行いながら、埋蔵文化財の適切な保存と活用を図っています。
- 市立博物館は、三陸ジオパークの拠点施設に位置付けられており、地域の特色ある収蔵資料を活用した企画展を開催するとともに、市民の関心や興味に沿った講座や体験学習等を実施して利用者の拡大に努めています。
- 埋蔵文化財の発掘調査による出土品や市立博物館において収集した資料など、年々、市が所有する文化財に関係する資料等が増加しています。
- 地域に根ざした伝統的な民俗芸能については、東日本大震災からの復旧復興を経てその価値が見直されており、三陸国際芸術祭の開催など、地域外の人々の参画や体験、他地域との交流が図られています。
- 民俗芸能について後世への伝承を図るため、大船渡市郷土芸能協会と連携し、発表の場を確保しながら、後継者の育成や指導者の確保を図っています。
- 国指定重要無形文化財「吉浜のスネカ」を含む「来訪神行事：仮面・仮装の神々」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことから、保存会の意向を踏まえながら世界に誇れる地域行事の魅力を広く発信するとともに、保存・継承に向けた支援を行っています。
- 文化財保護法の改正を受け、岩手県が策定する文化財保存活用大綱を踏まえて、当市の文化財に係る文化財保存活用地域計画の策定を進める必要があります。

2) 主な課題

- 文化財を保存・活用できる環境の整備
- 理解や関心を高めるための文化財の多角的な利活用
- 民俗芸能に係る後継者の育成と指導者の確保
- 文化財保存活用地域計画の策定

3) 目指す姿

- 市民共有の財産である文化財は、市民の理解を深めその価値を伝えながら、地域総がかりで保存と活用を進め、次世代に継承されています。
- ユネスコ無形文化資産「吉浜のスネカ」など、地域で大切に守り続けられてきた民俗芸能や伝統文化は、継承に向けて後継者の育成が行われています。

4) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R1	R7
市民	郷土の伝統や文化を知り、郷土に誇りと愛着を持つ	「郷土の伝統文化や文化財を大切にしたい」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	76.3	73.2	80.0

5) 基本事業

(1) 文化財の保存と活用

ア 指定文化財等の保存と活用

- 貴重な文化財を次世代へ継承するため、指定文化財を始め、未指定の資料も含めた幅広い調査を行いながら、文化財保存活用地域計画の策定を進め、文化財の適切な保存と活用に努めます。
- 市が所有する重要文化財や史跡等の適切な管理に努めるとともに、個人所有の文化財については、盗難防止や焼失防止に向けた啓発を図るとともに、保存及び管理について指導、助言を行います。
- 文化財や歴史文化資源の保存と活用を図るため、地域社会全体で保護し、継承できるように、体験活動や講演会などを通じて普及・啓発に努めます。
- 後世へ伝えるべき伝統文化については、重要なものは文化財指定により保護を図るとともに、暮らしの中で伝承されてきた年中行事などの民俗文化財や各種資料については、調査及び整理分類を行い、映像化等も検討しながら記録保存に努めます。

イ 埋蔵文化財の保護

- 埋蔵文化財については、開発行為や工事計画に先立ち、文化財保護法に基づき発掘調査や試掘調査を適切に行うとともに、調査成果を報告書として取りまとめて公開します。
- 発掘調査による埋蔵文化財の出土品は、適切に管理・保存するとともに、市立博物館等において展示、活用し、埋蔵文化財への理解を深めます。

ウ 博物館等における公開

- 地域の歴史や文化遺産が市民にとって更に身近なものになるよう、市立博物館等において特別展や企画展を開催し、伝統文化への理解と関心を深めます。
- 市立博物館において収蔵している文化財や資料の魅力を、館内での展示のほか、インターネット等により広く発信し、交流人口の拡大を図ります。

〔主な事務事業〕

- ・文化財普及活用事業
- ・埋蔵文化財調査研究事業
- ・博物館展示事業

(2) 伝統文化の継承

ア 伝統文化の伝承

- 市民が地域の歴史や伝統文化に触れ、身近なものとして親しむ機会の創出と、文化を学び育てる取組を推進し、市民のふるさとの文化を愛し、誇りに思う心を育みます。
- 多彩な伝統文化の発表の場を確保し、交流機会の拡充を図るとともに、大船渡市郷土芸能協会を始め、ユネスコ無形文化遺産「吉浜のスネカ」や自主的グループ団体などの民俗芸能活動への支援を中心に、次世代への継承に努めます。
- 関係団体と連携し、市外の民俗芸能との交流イベント等を通じて伝統文化の周知と交流人口拡大を図ります。

イ 後継者の育成と記録保存

- 地域に守り伝えられてきた伝統文化を次代に引き継ぐため、文化財思想を普及啓発するとともに、民俗芸能団体等に対する情報提供や相談体制等の拡充を図ります。
- 地域、団体と連携・協力しながら、民俗芸能に係る後継者や指導者の確保・育成に努めます。

〔主な事務事業〕

- ・文化財保護管理事業
- ・こども郷土芸能まつり開催支援事業

用語解説

頁	No.	用 語	意 味
P 4	1	G I G A (ギガ) スクール構想	児童生徒にタブレット端末を配備し、高度情報化社会に対応した人材育成と学校教育を推進する文部科学省の構想
P 10	2	プログラミング教育	コンピュータープログラムの体験を通じて論理的思考力を育成する教育
P 10	3	キャリア教育	自己の個性・適正を理解して主体的に進路を選択する能力と、職業に対する知識を育成する教育
P 10	4	キャリアパスポート	児童生徒が自らの学習や学校生活の目標を設定し、小学校から高校までを通して、達成度を自己評価するツール
P 10	5	スクールカウンセラー	臨床心理士等の資格を有し、児童生徒のカウンセリングや、教職員や保護者に対する助言を行う。
P 10	6	スクールソーシャルワーカー	社会福祉士等の資格を有し、学校、保護者、児童相談所等と連携し、子どもの環境改善を図る。
P 10	7	心の教室相談員	生徒が抱える悩みを気軽に相談し、ストレスを和らげる第三者的な存在として、中学校に配置している相談員
P 15	8	持続可能な開発のための教育 (E S D)	国連が掲げる「S D G s (持続可能な開発目標)」を達成する社会の担い手を育てようとする教育
P 18	9	コミュニティ・スクール	学校運営協議会を設置し、学校運営に地域の声を生かし、地域と一体となり特色ある学校づくりを進めていくための仕組み
P 18	10	地域学校協働活動	「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子どもの学びや成長を支える活動
P 21	11	レファレンスサービス	利用者が学習・調査等のために求めた資料や情報等を提供する図書館サービス
P 24	12	BMX (ビーエムエックス)	直径の太い車輪が付けられた小型の競技用自転車を用いた競技
P 24	13	スポーツ・アクティビティ	サーフィン、登山など日常では味わえない自然を生かした活動を楽しむスポーツ
P 24	14	総合型地域スポーツクラブ	年齢、興味、技能レベルに応じた様々なスポーツの機会を地域に提供するスポーツクラブ

※ 障害の「害」の字の表記について、本計画においては法律や制度上の名称を除き、「障がい」と表記します。

資料編

大船渡市教育振興基本計画策定経過

年 月 日	内 容
令和2年 9月25日	大船渡市教育委員会第9回定例会
11月26日	第1回大船渡市教育振興基本計画策定検討委員会
12月17日	第1回大船渡市教育振興基本計画策定庁内調整会議
12月22日	大船渡市教育委員会第12回定例会
12月23日	第2回大船渡市教育振興基本計画策定検討委員会
令和3年 1月26日	大船渡市教育委員会第1回定例会
1月28日	大船渡市議会全員協議会
1月29日 ～2月12日	パブリックコメントの実施
2月19日	第3回大船渡市教育振興基本計画策定検討委員会 (書面協議)
2月26日	大船渡市教育委員会第1回臨時会
2月26日	大船渡市総合教育会議(書面協議)

大船渡市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1 大船渡市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、広く市民の意見を聴くため、大船渡市教育振興基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2 検討委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画案の検討に関すること。
- (2) その他基本計画案の検討に関し必要な事項

(組織)

第3 検討委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 生涯学習、社会教育に関する団体に属する者
- (2) 幼児教育に関する団体に属する者
- (3) 義務教育に関する団体に属する者
- (4) 青少年育成に関する団体に属する者
- (5) 体育に関する団体に属する者
- (6) 芸術文化に関する団体に属する者
- (7) 文化財に関する団体に属する者
- (8) 地域づくりに関する団体に属する者
- (9) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱した日から基本計画の策定が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5 検討委員会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 検討委員会は、必要に応じて教育長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

大船渡市教育振興基本計画策定検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 名
生涯学習・社会教育関係者	三 浦 昌 弘	大船渡市立公民館運営審議会会長
〃	上 関 み さ	大船渡市図書館協議会会長
〃	佐々木 好 子	大船渡市地域婦人団体連絡協議会会長
〃	今 野 剛 治	大船渡市 PTA 連合会会長
義務教育関係者	千 田 晃 一	大船渡市小・中学校長会会長 (立根小学校長)
〃	大和田 典 明	大船渡市小・中学校長会事務局長 (盛小学校長)
体育団体関係者	鈴 木 利 男	一般財団法人大船渡市体育協会会長
芸術文化関係者	千 田 尚 順	大船渡市芸術文化協会会長
文化財関係者	平 山 徹	大船渡市郷土芸能協会会長
〃	西 村 文 利	大船渡市博物館協議会会長
地域づくり関係者	木 下 雄 太	特定非営利活動法人おおふなと市民活動 センター理事長

任期：令和2年11月26日から基本計画の策定が終了したときまで